

【その他成長戦略関係 ④】

規制改革事項	高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入
規制の概要	<p>出入国管理及び難民認定法において就労可能な在留資格として専門的・技術的分野の在留資格を設けており、クオータ制を探っていないなど諸外国と比べてオープンな制度となっている。</p> <p>しかしながら、就労可能な専門的・技術的分野の在留資格を有する「高度外国人材」については、受け入れが十分に進んでいくとはいい難いのが現状である。</p>
賛成の意見	<p>優秀な高度外国人材をできる限り多く、できる限り長く受け入れるために、特に受け入れを促進すべき高度外国人材の対象範囲を明確化し、職種の特性に応じて学歴、資格、職歴等の項目を評価の対象としたポイント制を導入することで、在留期限や手続等についての優遇措置を講じるべきである。</p> <p>なお、高度外国人材の対象範囲については、現行の入管法上で「就労が認められる在留資格」に限定することなく、今後のわが国経済の成長を支える分野の人材についても包含されるようにすべきである。</p>
慎重な意見	積極的に「高度外国人材」を受け入れた場合に、労働市場に対する影響が生ずるのではないか。

高度外国人材の受入促進のためのポイント制度の導入について

1. 現状および問題点

- (1) 我が国の入国管理制度は制度としては制約が少なく、「高度外国人材」に対しオープンな制度。
- ・「技術」等の就労目的で在留が認められる専門的・技術的分野の在留資格あり。
→ 資-①②
 - ・人数制限枠も、受入れに先立つ労働市場化テストもなし。
- (2) しかし、諸外国と比べて高度人材の受入れは不十分。
- ・労働力総人口に占める外国人労働力人口の割合は平成18年度実績で、日本0.3%/ドイツ8.5%/イギリス6.3%/アメリカ15.4%
→ 資-③
- (3) 世界では今、研究者、技術者、経営幹部層などの高度人材獲得競争が熾烈。
- ・イギリスは高度人材の受入れにあたっては、受入階層を5段階に分けた上で、上位2階層について基準の明確化や手続きの迅速化を図るためにポイント制を導入。
→ 資-④
 - ・シンガポールや韓国にも優遇措置あり。
- (4) 我が国がグローバル競争に勝ち残るためには、国内人材の最大限な活用に加え、多様な価値観・経験・ノウハウを持つ「高度外国人材」を受け入れ、新たなイノベーションを生み出して行くことが重要。

2. 対策

- (1) 優秀な人材、トップ人材が日本で働きたいと思える魅力ある国・環境を創る。
- ・留学生の就労・生活支援
 - ・外国高度人材を含む外国人の生活環境の改善
 - ・官民体制の整備
- (2) 高度人材を呼び込む制度的なインセンティブ付けの検討。
- ・「ポイント制導入」による高度外国人材の受入促進
→ 資-⑤

3. これまでの議論の経緯

(1) 高度人材受入推進会議（平成21年5月29日最終報告書抜粋）

「ポイント制導入」による「高度人材優遇制度（仮称）」の創設

現行の受入範囲内で、特に受入れを促進すべき高度人材の対象範囲を明確化しつつ、事前に雇用予約等があることを前提とした上で、在留資格に関わる優遇措置を付与した、「ポイント制」を活用した「優遇制度」を導入することを検討すべきである。

(ポイント制の具体的イメージ)

- 戦略的に受入れを推進すべき高度人材を例えれば、100点満点のポイントによって判断し、ポイントの基準として、学歴、資格、職歴、研究実績、予定年収、年齢、日本語能力等を使用する。
- 一定ポイント以上を獲得した高度人材には、例えば、在留資格の取得・更新・再入国手続きの簡素化・優先処理、5年の在留期間付与、最短で5年での永住権付与などの優遇措置を与える。
- ポイント制は、入国時だけでなく、在留期間の更新時、在留資格の変更時にも付与する形とし、留学生などが能力向上後に永住権を得ることができるなど人材育成の仕組みをビルトインすることが考えられる。
- 戦略的に受入れを促進すべき高度人材の範囲として、例えば、(i) 科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）における主要8分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテク・材料、エネルギー、ものづくり技術、社会基盤、フロンティア）の研究者、技術者、(ii) 「産学人材パートナーシップ」の分科会9分野（化学、機械、材料、資源、情報処理、電気・電子、原子力、経営・管理人材、バイオ）の人材、(iii) ドイツの高度専門技術者に相当する人材（特別な専門知識を持つ学者、卓越した地位にある教授、科学者、エンジニア、高度技術者、企業の上級幹部など）、(iv) イギリスの第1階層（医者、科学者、エンジニア、MBA 取得者などの高度専門技術者）に相当する人材などが考えられる。

(2) 第5次出入国管理政策懇談会（平成22年1月報告書抜粋）

高度人材の受入れの在り方については、内閣官房長官の下に参集した高度人材受入推進会議において平成20年12月以降検討が重ねられ、21年5月に報告書（「外国高度人材受入政策の本格的展開を」）が取りまとめられた。同報告書において示された、ポイント制を活用した優遇制度（受入れを促進すべき高度人材の範囲をポイント制によって明確化し、対象者に一定の優遇措置を付与）の導入、生活環境の改善その他の高度人材受入れについての基本的な考え方等については、本懇談会も共有するところであり、特に、ポイント制はその客観性、透明性にメリットがあるとされており、我が国が戦略的に受け入れる高度人材の範囲を世界に明らかにする上でも有用と考えられるが、今後これらの課題につき、関係省庁が連携して、検討を進めていくべきと考える。

以上の基本的認識を前提として、法務省においては、高度人材受入推進会議報告書が提言するポイント制を活用した優遇制度について、その導入の具体的検討を早急に進めるべきであるが、その検討に当たっては、どの分野のどのような人材を対象とし、また、そのような人材の我が国への入国・在留のインセンティブを高めるためにどのような優遇制度を設けるのか、といった点が重要であり、具体的には、次の点を考慮して、検討を進めるべきである。

○ポイント制で考慮すべき項目等

上記の各分野について、「学歴」、「資格」、「職歴」、「研究実績」、「（予定）年収」等の項目について、分野の特性に応じて配点し、例えば、「学術研究分野」においては「研究実績」を、「経営・管理分野」においては「職歴」、「年収」を、「高度専門・技術分野」においては「資格」、「職歴」、「年収」を重視した配点を行い、その合計点数が所定の水準に達した者を「高度人材」として優遇措置を講ずることが考えられる。

○ポイントを満たす者への優遇措置

当該ポイント制により、高度人材として認定された者に対する優遇措置については、在留資格認定証明書交付申請その他出入国管理手続の簡素化・優先処理⁴⁹、最長（5年）の在留期間の付与、最短5年での永住許可等の措置が考えられる。

また、特に水準の高い人材を対象とする場合には、入国・在留のインセンティブを更に高める観点から、我が国での安定的な地位を保障し、活動制限や在留期間の制限をしない形で受け入れることなど更なる優遇措置も考えられる。

なお、高度人材の候補生とも言える留学生については、卒業時点においては高度人材としての実績等を有するものではないが、我が国の大学等において身に付けた専門知識、高度な日本語能力、社会への適応能力等を有するものであることを踏まえ、我が国への定着化等を促すための措置を講じることも併せて検討していくことが適当である。

(3) 第4次出入国管理計画（案）抜粋

高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入

我が国での就労を目的とする外国人の受入れについて、専門的な知識、技術、技能を有する外国人（以下「専門的・技術的分野の外国人」という。）については、我が国の経済社会の活性化に資するとの観点から、積極的に受け入れることとしているが、この中でも特に高度の知識・技術等を有する高度人材は、我が国経済社会における新たな活力の創造、国際競争力の強化等に大きく寄与するものと考えられ、少子・高齢化に伴う人口減少社会の到来が本格化する中で、我が国が持続的な経済成長を成し遂げていくため、このような我が国社会に活力をもたらす高度人材の受入れを強力に推進していく必要がある。

世界各国の人材獲得競争の対象となるような高度人材の受入れを促進するためには、高度人材にとって魅力のある雇用・労働環境や社会・生活環境の整備等がまずもって重要であり、政府全体でその整備に取り組む必要がある。出入国管理行政においては、その取組みに併せ、高度人材の受入れを促進するための措置として、ポイント制を活用した高度人材に出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の導入を検討していく。

具体的には、イノベーションと高い付加価値のあるサービス等を生み出すなど、我が国が戦略的に受入れを促進していくべき人材、例えば、①研究者、科学者、大学教授等の「学術研究分野」の人材、②医師や弁護士、情報通信分野等の技術者など、高度な資格、専門知識、技術を有する「高度専門・技術分野」の人材、③企業の経営者や上級幹部などの「経営・管理分野」の人材等を対象として、「学歴」、「資格」、「職歴」、

【機密性 2 情報】

「研究実績」など、分野の特性に応じて設定した所定の項目について、項目毎にポイントを付け、ポイントが一定点数に達した者に対し、我が国への円滑な入国や安定的な在留を保障する様々な出入国管理上の優遇措置を講ずることとする

就労を目的とする在留資格

在留資格	主な該当例	在留期間	外国人登録者数 平成20年1月現在	
			在留登録者数 平成20年1月現在	在留登録者数 平成20年1月現在
教 授	大学教授	3年、1年	5,374	8,333
芸 術	作曲家、画家、書道家	3年、1年	309	461
宗 教	宣教師	3年、1年	4,910	4,601
報 道	報道機関の記者、カメラマン	3年、1年	373	281
投 資・經 営	外資系企業等の経営者・管理者	3年、1年	5,112	8,895
医 療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師	3年、1年	59	154
研 究	政府関係機関や私企業等の研究者	3年、1年	111	199
教 育	中学校・高等学校等の語学教師	3年、1年	2,762	2,285
技 術	機械工学等の技術者、IT技術者	3年、1年	15,242	52,273
人 文 知 識	企画、経理等の事務職	3年、1年	31,285	67,291
国際業務	通訳・デザイナー、私企業の語学教師			
企 業 内 動 動	外国の企業からの転勤者	3年、1年	6,599	17,798
興 行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手	1年、6月、3月、15日	28,871	13,031
技 能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、バイロット、愛禽飼育の加工職人	3年、1年	10,048	25,863
(参考)	畜産研究者、寮事務用人、ワーキングホリデー、技能実習生、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者	5年、4年、3年、2年、1年、6ヶ月 に指定された期間	19,634	121,863
特 定 活 動				

※從事しようとする活動により異なる。

我が国で就労する高専人材（参考）

出入国管理及び難民認定法上、就労が認められる者は以下の4区分であり、そのうち就労目的で在留が認められる者は、「専門的・技術的分野」の在留資格の者である。

就労目的で在留が認められる者

(いわゆる「専門的・技術的分野」約18万人)

* いわゆる「専門的・技術的分野」の約18万人のうち、
興行を除いた部分は約15.8万人

・「産業及び国民生活等に与える影響」を総合的に勘案して個々の在留資格ごとに決定。
・各在留資格に定められた範囲で収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動が可能

身分又は地位に基づき在留する者 約37万人
在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能

特定活動

技能実習、ワーキングホリデー等 約9.5万人

個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定

資格外活動

留学生のアルバイト等 約11万人

本來の在留資格の活動を阻害しない範囲内で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動を許可

(参考)不法残留者 (約17万人)

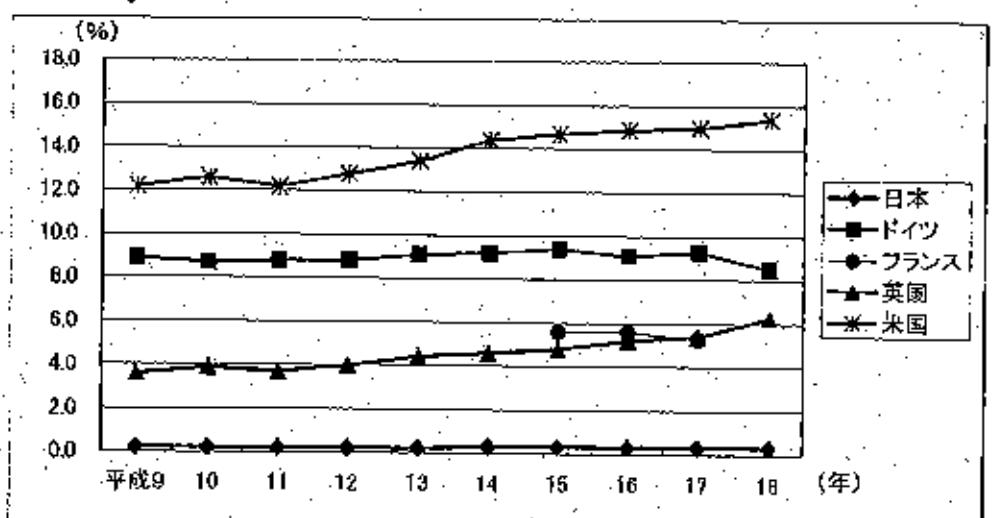
専門的・技術的分野に該当する主な在留資格		
在留資格	具体例	人数
技術	機械工学等の技術者、エンジニア等	35,135人
人文知識	企画、営業、経理などの専門職	57,323人
国際業務	会員登録の留学教員、通訳、翻訳者等	14,014人
企業内活動	外国の事業者が日本の活動者(上記2社の在留資格に同)	17,869人
技能	外國料理人、中国語翻訳者等	18,625人
教授	大学教授	17,869人
助員、客室	外資系企業の監査者、監理者等	17,869人
法律	弁護士、会計士等	17,869人
医療	医師、歯科医師、看護師、薬剤師、放射線技師等	138人
研究	政府関係機関、企業等の研究者	2,332人
教育	高等学校、中学校等の語学教師	9,511人
興行	俳優、歌手、ダンサー、スポーツ選手	21,062人

出典：平成22年1月 第5次出入国管理政策懇談会

我が国と諸外国の外国人労働力人口

	(千人)									
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
日本	107.3	119.0	125.7	151.7	168.8	179.6	185.6	192.1	180.5	178.8
ドイツ	3,575	3,501	3,545	3,546	3,616	3,634	3,703	3,701	3,823	3,528
フランス	-	-	-	-	-	-	1,526.6	1,541.1	1,456.4	-
英国	949	1,039	1,005	1,107	1,229	1,251	1,322	1,445	1,504	1,773
米国	16,677	17,345	17,053	18,029	18,994	20,918	21,564	21,985	22,422	23,343

労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合



	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
日本	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
ドイツ	8.9	8.7	8.8	8.8	9.1	9.2	9.4	9.1	9.3	8.5
フランス	-	-	-	-	-	-	5.6	5.6	5.3	-
英國	3.6	3.9	3.7	4.0	4.1	4.6	4.8	5.2	5.4	6.3
米国	12.2	12.6	12.2	12.8	13.4	14.4	14.7	14.9	15.0	15.4

*日本、ドイツ、フランス、英國については、OECD「International Migration Outlook:SOPEMII 2008」を基に作成。
米国については、(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2009」を基に作成。

イギリスのポイント制について(参考)

- イギリスでは高度人材の受入れに当たって、受入階層を5段階に分類。
- 上位2階層について、基準の明確化や手続きの迅速化を図るためにポイント制を導入。
- 第1階層については年齢、学歴、過去の年収等を点数化し、75点以上を獲得すれば雇用契約なしでの入国を認めるとともに、優秀な人材に対しては、5年で永住権の取得を認めている。

新入国管理5カ年計画における移民の分類

第一層	高度専門技術者	経済発展に貢献する高度専門技術を持つた人 (科学者、企業家など)
第二層	技術労働者	国内で不足している技術を持った人 (看護師、教員、エンジニアなど)
第三層	低熟練労働者	技能職種の不足に応じて人數を制限して入国する人 (建設労働者など)
第四層	学生	
第五層	他の短期的移民	外国企業からの派遣労働者、文化交流時事起用での若者の交流等

高度専門技術者の受入基準点

審査区分	最高点	審査内容と点数
年齢	20	28歳未満
		28~29歳
	10	30~31歳
	5	32歳以上
	0	
過去の年収	45	
		£40000以上
	45	£35000~£39999
	40	£32000~£34999
	35	£29000~£31999
	30	£26000~£28999
	25	£23000~£25999
	20	£20000~£22999
	15	£18000~£19999
	10	£16000~£17999
	5	就労経験または 高等教育での就学経験
英語力	5	
	10	英語圏の回観保持または 英語テストクリアまたは 英語での学位保持
資金	10	£23000の所持金及び £16000の口座残高並びに それを3ヶ月保持すること
	10	

出典：平成21年5月 高度人材受入推進会議

外国高度人材受入推進のための基本戦略

1. インターンによる「高度人材受入制度」の創設

（今後）平成21年度より、在留資格を有する留学生、研究者、専門家等が、日本で実習・研修を行う場合、在留期間を5年以内とすることを前提として、在留資格を新規取得する。在留期間は、在留資格を新規取得する年から起算して、原則として5年間とする。在留期間満了後は、在留資格を新規取得する年から起算して、原則として5年間とする。

2. 留学生の就労支援

留学生就労支援制度の整備

メイドインジャパンの実現をめざすため、高額人材を育成し、それを輸出するアクションプランを策定

就労支援制度の整備

①専門の手当、②扶養手当、③子供手当、④介護手当用の准拠

「高度人材優遇制度（仮称）」のイメージ



3. 外国高度人材受入制度の整備

生活費支援

- ①内外の日本語教育支援(日本語能力試験の費用等)
- ②留学生に対する奨学金制度の改善
- ③留学生の住居支援

4. 自民の実績

官の体制

- ①テレ割を廃した官民協働の統一的な政策立案・遂行体制の確立
- ②在留資格の統一化

関係各省は、目標、期限などを定めて、「アクション・プログラム」を策定

アクション・プログラムへの盛り込み

官民連携による実績

外務省による「官民連携による実績」



【その他成長戦略関係 ⑨】

規制改革事項	特定融資枠契約（コミットメントライン）の借主の対象範囲の拡大
規制の概要	特定融資枠契約に関する法律第2条において、特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法上の「みなし利息」の適用除外となるのは、借り手が①大企業（資本金が5億円以上又は負債総額が200億円以上の株式会社）、②資本額が3億円を超える株式会社、③特定債権等譲受業者、④資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定される特定目的会社等である場合に限定されている。
賛成の意見	本法趣旨である経済的弱者保護、金融機関の優越的地位濫用防止は銀行法等により厳しく規制されている上、各金融機関においても適切な金融監督行政の下、借り手の保護及び業務の健全性、適切性等の観点から顧客保護管理体制が整備されている。 こうした状況下、資本金3億円以下の中小企業についても一律適用対象として中小企業の資金調達手段を制限することは適当ではない。 また、国・地方公共団体・独立行政法人等十分な金融・法務知識を有する先やプロジェクトファイナンス等のSPC、適格借入人と実質一体である連結子会社等については金融機関の優越的地位濫用の懸念も無く、適用除外とすべき。
慎重な意見	特定融資枠契約に関する法律の適用対象範囲を拡大することにより、金融機関が借り手側の法的知識が不十分であることに乘じて特定融資枠契約を押し付け、実質的に高金利を得る等、優越的な地位を濫用するといった弊害が発生するおそれがあるのではないか。



【その他成長戦略関係 ⑨】

現行制度の概要

コミットメントライン契約(特定融資枠契約)に係る手数料(ファシリティーフィー、コミットメントフィー)は、借主が以下に該当する場合に限定して、利息制限法及び出資法のみなし利息規定の適用が除外される。

- ① 会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大企業
- ② 資本金が3億円を超える株式会社
- ③ 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社
- ④ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人など

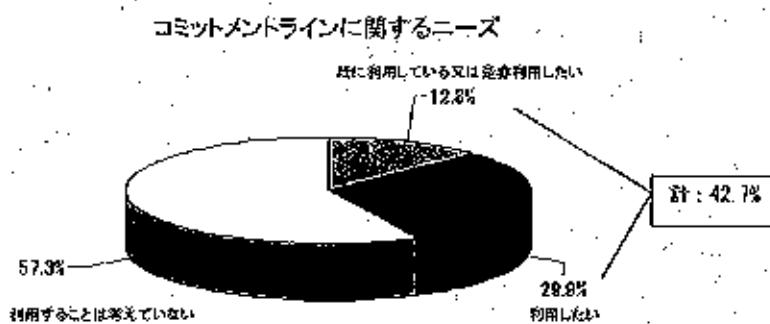
これまでの論点

特定融資枠契約に関する法律が適用される場合、同法律所定の手数料について、利息制限法及び出資法のみなし利息の規定の適用が除外される結果、上限金利規制と無関係に同法律所定の手数料の取得が可能。同法律の適用対象範囲を拡大することについては、様々な弊害が発生するおそれがあるため、慎重に検討する必要があるという指摘もある。

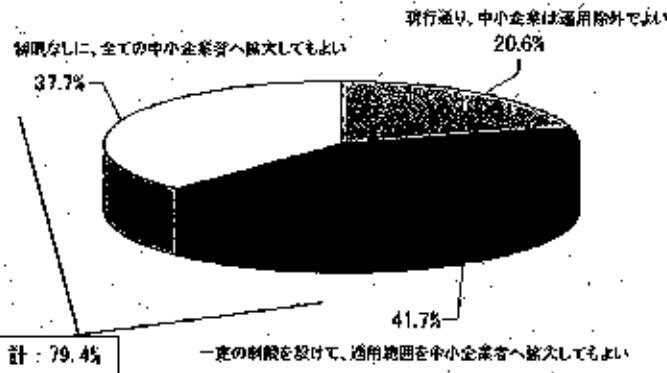
全国規模の規制改革要望における回答においては「借り手側の特定融資枠契約を利用したいといったニーズ等について、関係省庁とも連携をとりながら、その把握に努めていく中で、本件についても検討して参りたい。」とされている。

一方、中小企業庁が平成18年3月に実施した中小企業向けのアンケートによれば、79.4%の中小企業がコミットメントラインの対象範囲を中小企業に拡大してもよいと回答している。

○コミットメントラインに関するニーズ



コミットメントラインの対象拡大について



注：平成18年3月中小企業庁実施による中小企業向けインターネットアンケートによる。

回答総数1,000社（うち資本金3億円未満は、98.6%）

用語説明

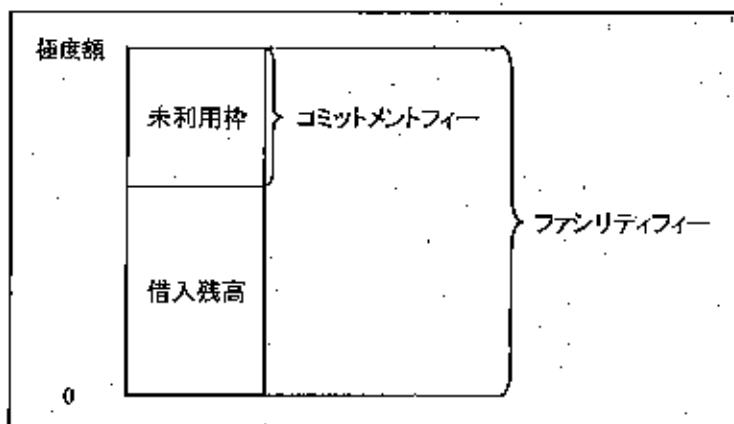
① コミットメントラインとは

金融機関が企業(契約者)の要望に応じて一定の条件の下、予め設定した極度額内及び期間内(通常1年以内)に融資することを約束する契約のこと。

企業は融資を受けることも受けないこともできる一方、融資を受けていなくとも一定の手数料を支払う必要がある。

この手数料については、枠の未使用残高に対して請求されるコミットメントフィーと、極度枠全体に対して請求されるファシリティフィーがある。

コミットメントラインは、融資限度枠内で自由に借り入れが可能になることから、機動的で資金調達が可能である上、手元余裕資金による既存借入金圧縮ができるなど資金の効率化やバランスシートのスリム化が可能となるなどのメリットがある。



② みなし利息とは

利息制限法第三条、出資法第五条によれば、金融機関が借入返済を受ける元本以外の金銭で、契約の締結及び債務の弁済の費用を除く、礼金、割引金、手数料、調査料等を利息とみなすというもの。

コミットメントライン契約においては、コミットメントフィーやファシリティフィーがみなし利息に該当するものとされ、借入残高がある一定水準以下の場合は、利息制限法違反や出資法違反に該当することとなる。

$$\frac{\text{借入残高} \times \text{適用金利} + \text{コミットメントフィー(or ファシリティフィー)}}{\text{借入残高}} = \text{実質金利}$$

関係法令

① 特定融資枠契約に関する法律

第二条 この法律において「特定融資枠契約」とは、一定の期間及び融資の極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者的一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の方に付与し、当事者の方がこれに対して手数料を支払うことを約する契約であって、意思表示により借主となる当事者の方が契約を締結する時に次に掲げる者であるものをいう。

- 一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号 に規定する大手会社
- 二 資本金の額が三億円を超える株式会社（前号に掲げる者を除く。）
- 三 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十三条の二第一項 の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四条第一項 各号に掲げる有価証券の発行者であるもの（前二号に掲げる者を除く。）
- 四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項 に規定する特定目的会社
- 五 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十三項 に規定する登録投資法人
- 六 一連の行為として、次のイからホまでに掲げる資金調達の方法により得られる金銭をもって資産を取得し、当該資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、それぞれ当該イからホまでに定める行為を専ら行うこととする株式会社（第一号から第三号までに掲げる者を除く。）
 - イ 金融商品取引法第二条第一項第五号 に掲げる有価証券又は同項第十七号 に掲げる有価証券のうち同項第五号 に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項 の規定により同号 に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号 に掲げる有価証券のうち同項第五号 に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行
 - ロ 金融商品取引法第二条第一項第十五号 に掲げる有価証券又は同項第十七号 に掲げる有価証券のうち同項第十五号 に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項 の規定により同号 に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号 に掲げる有価証券のうち同項第十五号 に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 その債務の履行
 - ハ 資金の借入れ その債務の履行
 - ニ 金融商品取引法第二条第一項第九号 に掲げる有価証券又は同項第十七号 に掲げる有価証券のうち同項第九号 に掲げる有価証券の性質を有する有価証券（同条第二項 の規定により同号 に掲げる有価証券又は同条第一項第十七号 に掲げる有価証券のうち同項第九号 に掲げる有価証券の性質を有する有価証券とみなされる権利を含む。）の発行 利益の配当及び消却のための取得又は残余財産の分配
 - ホ 商法（明治三十二年法律第四十八号）五百三十五条 に規定する匿名組合契約に基づく出資の受入れ 利益の分配又は出資の価額若しくは残額の返還

② 利息制限法

（みなし利息）

第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受けた元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなす。但し、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。

③ 出資法

(高金利の処罰)

- 第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。)の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 二 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年四十・〇〇四パーセント(二月二十九日を含む一年については年四十・一一三六パーセントとし、一日当たりについては〇・一〇九六パーセントとする。)を超える割合による利息の契約をし、又はこれを超える割合による利息を受領したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 三 前二項の規定の適用については、貸付けの期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。
- 四 第一項及び第二項の規定の適用については、利息を天引する方法による金銭の貸付けにあつては、その交付額を元本額として利息を計算するものとする。
- 五 一年分に満たない利息を元本に組み入れる契約がある場合においては、元利金のうち当初の元本を超える金額を利息とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。
- 六 金銭の貸付けを行う者がその貸付けに関し受ける金銭は、礼金、割引料、手数料、調査料その他何らの名義をもつてするを問わず、利息とみなして第一項及び第二項の規定を適用する。

④ 銀行法

(銀行の業務に係る禁止行為)

- 第十三条の三 銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為(第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結の業務については、第四号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。
- 一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
- 二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
- 三 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)
- 四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

⑤ 銀行法施行規則

(銀行の業務に係る禁止行為)

- 第十四条の十一の三 法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。)
- 三 顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為